

事前準備  
(相談)

申請書等提出  
(受付)

審査

工事の依頼

受付窓口

被災自治体

- ① 申請書の入手
- ② 「り災証明書」の入手

※自治体は、必要に応じて、被災者に業者の斡旋等を実施（紹介業務の外注可能（経費は救助事務費を充当））

<提出書類>

- ① 「住宅の応急修理申込書」
- ② 「り災証明書」
- ③ 「施工前の被害状況が分かる写真」
- ④ 「修理見積書」（後日提出可だが、工事決定に必要。）
- ⑤ 「資力に関する申出書」

「写真」、「修理見積書」の審査  
※災害救助法対象分と個人対象分に整理 必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事实施の連絡

- ① 「修理依頼書」を発行
- ② 「請書」を徴収

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

修理業者

工事契約  
(自己負担分)

被災者に連絡の上、工事を実施

被災者

修理業者

修理見積書の入手

修理内容の説明

被災者

## 修理業者による工事の実施

完了検査

支払い

被災自治体

修理業者

「工事完了報告書」を提出  
(「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付)

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。